

議案第68号

新居浜市支所設置条例及び新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正
する条例の制定について

新居浜市支所設置条例及び新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市支所設置条例及び新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正
する条例

(新居浜市支所設置条例の一部改正)

第1条 新居浜市支所設置条例(昭和35年条例第24号)の一部を次のように改正す
る。

第1条第3号中「新居浜市別子山甲482番地の3」を「新居浜市別子山甲347
番地の1」に改める。

(新居浜市別子山地域バス運行条例の一部改正)

第2条 新居浜市別子山地域バス運行条例(平成18年条例第19号)の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第1項の表中

「

新居浜市別子山字ヲトヂ甲 4 8 2 番 3
(別子山支所前停留所)

」を

「

新居浜市別子山字ヲトヂ甲 4 8 2 番 3
(弟地停留所)

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

(新居浜市公告式条例の一部改正)

2 新居浜市公告式条例(昭和 2 5 年条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

新居浜市別子山甲 4 8 2 番地の 3

」を

「

新居浜市別子山甲 3 4 7 番地の 1

」に改める。

提案理由

新居浜市別子山支所の移転に伴い、当該支所の位置及び新居浜市別子山地域バスの停留所名を変更するため、本案を提出する。